

令和2年度

滋賀県人権施策基本方針および
滋賀県人権施策推進計画関連施策
実施状況（概要版）



滋賀県人権啓発キャラクター ジンケンダー

滋 賀 県

はじめに

滋賀県では、すべての人が将来も持続的に「心」で豊かさを実感できるよう、すべての人に居場所と出番のある共生社会をつくることを施策の一番に掲げ、「滋賀県基本構想」や「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」に基づき、様々な取組を進めています。

人間としての尊厳が保障され、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現は、そうした共生社会をつくっていくうえで最も大切な基盤のひとつです。

しかし、高齢者や障害者、子どもへの虐待、いじめや様々なハラスメントなどに加え、性の多様性など、人権に関わる課題は年々複雑化・多様化しています。

また、他人を誹謗・中傷したり差別を助長するような書き込みや情報の拡散など、インターネット上の人権侵害はますます深刻化しています。

こうした中、平成28年（2016年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（4月1日施行）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（6月3日施行）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（12月16日施行）」が施行されました。

令和2年（2020年）から流行が始まった新型コロナウイルス感染症に関しては、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷等の問題が発生しており、その防止のための啓発や、被害者の相談支援等の取組を充実することが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症は人権の個別課題に関する様々な施策の実施にも大きな影響を与えており、それぞれの施策の効果が十分に発揮されるよう、実施方法の工夫や見直しを行うことが必要となっています。

本県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざして、平成13年（2001年）4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

この条例では、人権尊重の社会づくりに関する施策の積極的な推進を県の責務と規定しており、平成15年（2003年）3月に「滋賀県人権施策基本方針」を策定するとともに、この方針を総合的、計画的に推進するための行動計画として策定した「滋賀県人権施策推進計画」を社会情勢や法の整備等を踏まえ平成28年3月に改定しました。

様々な人権課題に対応するため、この基本方針や推進計画に基づき、庁内横つなぎで、市町とも十分連携を図りながら、人権施策の推進に努めています。

この冊子は、「滋賀県人権施策基本方針」および「滋賀県人権施策推進計画」に基づき県が実施している施策の実施状況の報告資料として、重点事業や新規・拡充事業を中心にとめたものです。

目 次

基本施策の推進

1 人権意識の高揚—教育・啓発	1
2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実	7

重要課題への対応

1 対象者別	
①女性	9
②子ども	12
③高齢者	15
④障害者	17
⑤同和問題	20
⑥外国人	22
⑦患者	24
⑧犯罪被害者等	26
⑨さまざまな人権課題（対象者別）	27
2 さまざまな人権課題	29
①個人情報の保護	
②インターネットによる人権侵害	
③ヘイトスピーチ	
④災害発生時の人権問題	

基本施策の推進

新…新規事業 拡…拡充事業

1 人権意識の高揚—教育・啓発

人権教育・啓発の基本的な考え方

- 人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める
- 一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る
- 様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につける
- 自発的な学習のための環境づくり

《現状と課題》

人権施策基本方針に掲げる人権の基本理念の観点から、日常生活のあらゆる場面において、人権感覚を高めるための教育・啓発の取組は、県民の人権尊重の意識の浸透に一定の成果をあげてきました。

人権に関する県民意識調査(平成28年度)では、今の滋賀県は「人権が尊重される社会」になっていると思うと答えた人の割合は55.4%となり、これまでの人権啓発の取組が徐々に浸透してきていると考えられます。その一方で、人権が尊重される社会の実現に向けての考え方については、「自分も実現に向けて努力したい」と答えた人の割合は39.4%で最も高くなったものの、「特に考えていない」「なりゆきにまかせる」など、消極的な回答をする人が増加する傾向も見られます。

こうしたことから、県民が人権について理解を深め、主体的な行動につなげていけるよう、学校や家庭、職場、地域社会のそれぞれの場において、関係機関と連携した教育・啓発活動にさらに取り組むとともに、人権が日々の日常生活に深く関わっていることを理解し、考えていただくきっかけとなるよう、生活に根ざしたより身近な切り口で啓発テーマを設定し、啓発手法を工夫しながら、特に人権に関心の低い人等に対する研修や啓発の機会を提供しています。

【令和2年度実施状況（抜粋）】

(1) 人権教育

① 家庭教育

家庭教育活性化推進事業（生涯学習課）

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなどの現状がある中で、家庭教育支援員や家庭教育支援チームによる支援活動が必要とされています。

そこで家庭教育支援員の養成研修を開催し、人材育成を図るとともに、企業内家庭教育学習講座を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策にかかる補正予算により、家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」を作成・発行しま

した。

- ・企業内家庭教育学習講座 2回開催 参加者延べ290名
- ・家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」 発行数10,000部

② 就学前教育・学校教育

学びの礎ネットワーク推進事業（人権教育課）

関係者が課題や背景を共有し、困難な状況にある子どもに焦点をあてながら、課題解決に向けた連携・協働した実践活動を進めたり、支援体制を構築したりすることにより、子どもの生活と学ぶ意欲を支える基本となる自尊感情を高める取組を推進するとともに、その成果を県内に広げました。

- 事業実施 30学区
- 推進交流会 2回開催
- ブロック別交流研究会 1回開催 参加者40名

人権教育指導力強化事業 **新**（人権教育課）

新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害を防止するとともに、児童・生徒の人権尊重の実践的態度の育成と教職員の人権教育指導力強化のため、学習指導資料と研修用リーフレットを作成しました。

- ・冊子「新型コロナウイルス感染症を通して学ぶ！ 人権学習指導資料」
県内全小・中学校および高校・特別支援学校に配布（12部/校）
- ・リーフレット「偏見や差別について考える」
県内全小・中学校および高校・特別支援学校、幼稚園・こども園の教職員に配布

③ 社会教育

人権教育指導研修事業（生涯学習課）

人権問題に対する理解と認識を深めるため、人権教育啓発冊子「波紋 No. 40」を発刊するとともに、「しが生涯学習スクエア」で人権に関する視聴覚教材の貸出を行いました。

（2）人権啓発

① 県民に対する人権啓発

人権全般に関する啓発（人権施策推進課）

人権意識の高揚を図るため、広報誌や啓発冊子の発行、様々なメディアを活用した啓発活動を行いました。啓発にあたっては、県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」を活用し、親しみやすくわかりやすい内容で、テレビスポット広告や新聞広告、ポスター、ファミリーレストランの卓上広告などを通じて、身近なところからあらためて人権について考えてもらえるように啓発に努めました。



ポスター（人権週間編）

啓発物品（メモ帳・人権週間編）



ファミリーレストラン卓上広告

（「ユニバーサルデザインってなに？」）



じんけん啓発テレビスポット広告「人権週間編」



じんけんフェスタしが2020（人権施策推進課）

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催中止

人権ふれあい啓発（人権施策推進課）

県内のイベント会場や商業施設等において、多くの子どもや保護者にジンケンダーと一緒に、手話シンガーソングライターによる手話講座や手話歌などを通して、人権の大切さについて学んでいただきました。

○イベント・商業施設等での啓発

4回開催 参加者合計 約300名



人権啓発活動ネットワーク協議会事業（人権施策推進課）

滋賀県初のプロバスケットボールチームの「滋賀レイクスターズ」の協力を得て、お互いに相手を思いやることの大切さなど、人権について考えるきっかけを提供することを目的とした啓発動画を作成し、YouTubeで配信しました。

また、12月の人権週間に合わせて、滋賀レイクスターズホームゲーム会場内に

人権啓発ブースを出展し、啓発動画の上映や、リーフレット・啓発物品の配布等を行いました。

○人権啓発動画「じんけんスクール with 滋賀レイクスターズオンライン」の配信

その1「海外経験から考えてみよう」編

その2「自分らしさについて考えてみよう」編

その3「多国籍チームについて考えてみよう」編



○滋賀レイクスターズホームゲーム会場における人権啓発活動

2回実施（令和2年12月5日（土）、6日（日））



若年層向け人権啓発講義（人権施策推進課）

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催中止

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害防止啓発活動 **新**（人権施策推進課）

令和2年より感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に関して、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷等を防止するため、感染症に関する正しい認識を周知するとともに、差別を自分ごとととらえ、自らの気付きや行動につなげてもらうことを目的として、テレビやラジオでの啓発広告の放送、県広報誌への啓発記事の掲載、YouTubeでの啓発動画の配信等、様々な媒体を通じた啓発を実施しました。

【主な啓発活動等の例】

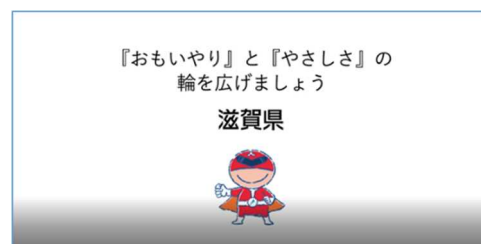
○テレビスポット広告（30秒）

・びわ湖放送 6月1日～15日 30回放送

12月1日～31日 44回放送

テレビ広告（6/1～15）

テレビ広告（12/1～31）



○ラジオスポット広告

- ・FM滋賀 6月 1日～15日 30回放送（60秒）
10月21日～11月30日 56回放送（60秒）
10月19日～3月31日 32回放送（15秒）



- YouTube 動画広告 6月 1日～15日 約34万回視聴
(6月のテレビスポット広告の15秒短縮版)
12月17日～30日 約20万回視聴
(12月のテレビスポット広告と同内容)

○びわ湖放送「テレビ滋賀プラスワン」

令和2年5月31日放送「こんな時こそ思いやりを持って、冷静な行動を」
(人権施策推進課職員が出演)



○STOP! コロナ差別知事メッセージ動画 (YouTube)

令和2年6月配信



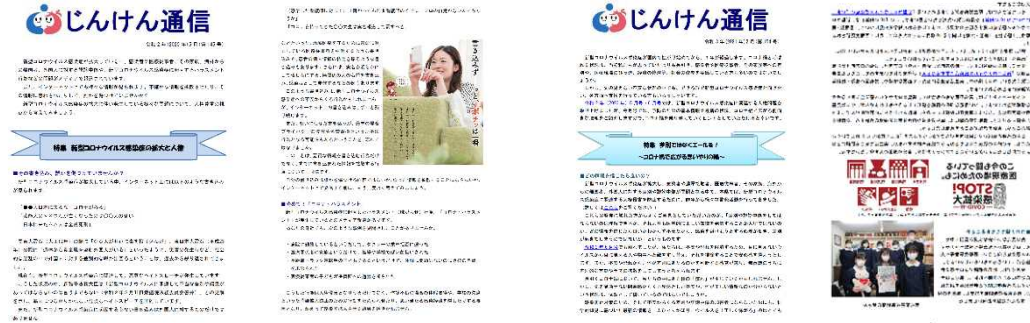
○県広報誌「滋賀プラスワン」令和2年9・10月号 約46万部発行

- ・「今こそ、思いやりの心を～感染症による差別が繰り返されない社会～」
- ・「互いを思いやる心を忘れないために大切なこと」(合計4ページ)



○人権関係特集記事「じんけん通信」(県HP上に記事を掲載し、県情報提供サービス「しらしがメール」、県公式Twitter・Facebook等で掲載を告知)

- ・令和2年5月号・6月号「新型コロナウイルス感染症の拡大と人権」
- ・〃3年2月号 「差別ではなくエールを！～コロナ禍で広がる思いやりの輪～」



②事業者に対する人権啓発

企業内人権啓発推進等事業(商工政策課)

企業において、同和問題をはじめとする様々な人権課題についての理解を深め、公正な採用選考の実施や差別のない明るい職場づくりなどを推進するため、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班の設置や研修会の開催、市町が行う啓発事業への助成を行い、一定の成果を上げています。

○事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の設置率 96.9%(令和元年度)

雇用安定対策[公正な採用選考](労働雇用政策課)

企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう、啓発を行いました。

○啓発冊子「採用にあたって」(4,450部)、ポスター(6,220枚)、チラシ「15のチェック」(8,600枚)を作成、配布

《今後の方向性》

平成28年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果では、人権啓発に触れた回数が多い人ほど人権意識も高くなっていることから、人権に関心が低い人等への啓発が更に必要となっています。そこで、テレビや新聞、インターネットなど様々な媒体を活用した広報や参加型のイベントの開催、広報誌や啓発冊子の発行など、県民が人権啓発に接触する機会を更に増やしていけるよう、創意工夫しながら効果的な啓発に努めます。

なお、現在も流行が続く新型コロナウイルス感染症の影響により、参加型イベント等の直接的な対人接触の機会がある啓発事業は当面の間、通常の方法で実施することが困難な状況が続くものと考えられます。そのため、感染症対策にも配慮しながら、限られた条件の中で可能な限り有効な啓発が行えるよう、実施方法を工夫するほか、事業の実施が不可能と判断される場合は、代替事業の検討・実施等により、啓発の効

果が失われることがないように、柔軟な対応に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症そのものに関しても、感染者やその家族、医療従事者等に対する様々な差別や誹謗中傷等が今後も発生する可能性があることから、そうした人権侵害を防止するため、「差別を自分ごととらえ、自らの気付きや行動につなげていただく」・「『～してはいけない』から『～をしよう』として、支援の輪が広がるような情報を発信する」といった啓発コンセプトに基づき、様々な媒体を活用した啓発に引き続き取り組みます。

2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実

《現状と課題》

人権が尊重される社会を築くためには、人権教育・啓発とならんで、人権を侵害された被害者に対して実効的な救済を図ることが重要です。

人権侵害の法的救済については、法務省や裁判所など国の専管事項ですが、現状の裁判所による司法的救済や法務省の人権擁護機関による人権侵害事件の調査処理制度は、実効的な救済という観点からは、それぞれ制約や限界があります。このため、法的措置を含め、実効性のある救済制度の早期確立を継続して国に要望しています。

また、県内の人権相談窓口は、国や県、市町、各機関等に設けられていますが、これらの機関が相互に連携を図るとともに、速やかで適切な対応が行えるよう、相談・支援体制の充実を図っています。

さらに、人権に関する県民意識調査(平成28年度)では、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人に対し、人権侵害を受けたときの対応についてたずねたところ、「何もしなかった」と答えた人は39.4%となっていることから、適切な相談機関につながるよう、相談窓口のより一層の周知に努めています。

【令和2年度実施状況（抜粋）】

① 総合的な相談窓口の設置・運営

人権侵害に関わる相談・支援は、国では法務局で実施されていますが、県においても、人権に関する総合的な相談窓口として人権相談室を設置する（公財）滋賀県人権センターに対し支援しました。

（公財）滋賀県人権センター人権相談室の運営（人権施策推進課）

令和2年度	新規相談件数	89件
	対応延べ件数	724件

② 専門的な相談窓口の充実

人権に関する様々な相談に対応するため、女性や子どもに関する相談をはじめ、高齢者や障害者の権利擁護に関する相談、外国人の生活相談、エイズや医療安全に関する相談、犯罪被害者等に関する相談、労働相談など、専門的な相談窓口の充実を図りました。

また、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害に関して、令和2年9月より県庁内に「新型コロナ人権侵害対応チーム」を設置したほか、(公財)滋賀県人権センターに「新型コロナ人権相談ほっとライン」を設置し、相談対応の充実に努めました。

○女性

- ・男女共同参画相談件数（男女共同参画センター）

総合相談	2, 784件
専門相談 DVカウンセリング	79件
法律相談	30件

- ・女性の悩みごと電話相談件数

(中央・彦根子ども家庭相談センター、男女共同参画センター)

延べ件数 1, 178件

○子ども

児童虐待相談件数

(中央、彦根、大津・高島子ども家庭相談センター) 2, 507件

○高齢者・障害者

高齢者、障害者の権利擁護に関する一般相談件数

(権利擁護センター) 延べ件数 114件

○外国人

生活相談件数

(ポルトガル語・スペイン語・タガログ語、ベトナム語、英語)

((公財)滋賀県国際協会) 1, 603件

○患者

医療安全相談件数（医療安全相談室） 延べ件数 685件

○新型コロナウイルス感染症

新型コロナ人権侵害対応チーム 新 延べ件数 12件
(うち人権侵害事案 5件)

新型コロナ人権相談ほっとライン 新 延べ件数 72件
(うち人権侵害事案 12件)

新型コロナ人権相談ほっとライン
077-523-7700 (電話・FAX)

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた方専用の相談窓口です。
ひとりがかえらないと連絡ください(相談無料、通話料有料)。

受付日時：月・火・水・金(休日・年末年始除く)10時～12時、13時～16時
相談機関：公益財団法人滋賀県人権センター
インターネット受付：http://www.shikanojinhoken.or.jp/ohanasouden-gokoku.html
お家待合、郵送受付もあり、急ぎの場合は電話での受付や来場も可能(要予約)。
※相談対応は個人情報を厳重に保護する仕組みで行われます。

滋賀の人権相談を行っています。届いた時は、ひとりがかえらないで電話してね。
公益財団法人滋賀県人権センター 人権相談室 電話受付：077-523-7700 F:077-0801 大津市にのみ専用ダイヤルあり
相談日(電話・相談時間)：月・火・水・金(休日・年末年始除く)10時～12時、13時～16時
※月曜と毎週月曜3日曜日に休んでいます(予約必須)

- ③ 相談機関の連携
- ④ 相談窓口のPR
- ⑤ 相談員等の資質向上と体制強化

人権に関する相談支援体制の充実（人権施策推進課）

県では、様々な人権に関する悩みに対して解決のお手伝いができるよう、国・県・市町などの53の関係機関で「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織し、連携を図っています。

また、多くの方に人権相談窓口のことを知っていただくため、相談窓口を一覧にしたリーフレットを市町や関係機関で配布するとともに、イベントや研修会などで参加者に配布しました。

さらに、相談実務のスキルアップと参加機関相互の連携強化を図るため、参加機関のニーズを踏まえ、様々な人権課題について理解を深め、対応方法などについて情報共有や意見交換を行いました。

- ・1回開催 参加者合計 22名（オンライン開催）
- ・テーマ 「事例から学ぶ 相談者への対応と相談員のメンタルヘルス」



《今後の方向性》

社会の情勢の変化に伴い人権に関する課題は多様化・複雑化しており、各分野の相談体制の充実はもちろんのこと、個々の相談機関では対応が困難な場合や他の相談機関での対応のほうが適切な場合などがあります。そのため、今後も引き続き人権相談窓口が設けられている行政機関・団体等の連携強化を図るとともに、相談窓口の存在を知らずに一人で悩みを抱え続けることがないように、相談窓口の周知に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害についても、差別等の被害に遭った人が速やかに相談窓口につながれるよう周知を強化するとともに、被害からの速やかな回復が可能となるよう人権侵害対応チームで対応を図るなど、感染症対策部局を含む関係機関・団体等との連携強化に努めます。

重要課題への対応

1 対象者別

新…新規事業 拡…拡充事業

① 女性

- 家庭・地域における男女共同参画の推進
- 働く場における男女共同参画の推進
- 男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり
- 総合的・計画的な関連施策の推進

《現状と課題》

少子高齢化や単身世帯の増加など、家庭や地域を取り巻く環境が変化する中、家族の絆、地域の絆を大切に、活力ある地域社会を築くためには、防災やまちづくり

など、地域の様々な活動や方針決定の場への女性の参画を進めながら、男女が共に支え合える環境づくりを進めていくことが求められています。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識をみると、令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査では、「同感しない」割合は59.5%と過半数を超え、徐々に増加しつつあるものの、「同感する」割合は34.8%となっており、固定的な性別役割分担意識の解消は十分には進んでいない状況です。

また、人権に関する県民意識調査(平成28年度)では、女性の人権についてどのようなことが問題だと思うかたずねたところ、「社会において、家事・育児や介護などを男女が共同して担う社会の仕組みが十分に整備されていないこと」と答えた人の割合が最も高く、次いで「家庭において、「男は仕事、女は家事・育児」など男女の固定的な役割分担意識があること」、「職場において、採用あるいは昇進などで男女の待遇に違いがあること」の順となっています。

本県は女性の労働力率のM字カーブの谷が深い一方、職に就いていない女性の多くが就労を希望していることから、女性が仕事と家庭を両立し、能力を十分に発揮できるよう取組を進める必要があります。また、事業主や職場の上司の意識改革を進め、男女ともワーク・ライフ・バランスを実現し、いきいきと暮らせる環境づくりを進めることも重要です。

被害者の多くが女性であるドメスティック・バイオレンス(DV、配偶者や恋人からの暴力)、セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)、性犯罪、売買春、ストーカー行為など、男女間のあらゆる暴力は、決して許されるものではなく、誰もが人権を尊重される男女共同参画社会の実現に向け、重大な人権侵害として根絶しなければなりません。これらの暴力の背景には、男女が置かれている経済的な状況や固定的な性別役割分担意識などがあることから、暴力を許さない社会に向けた意識啓発や相談支援などの充実を推進しています。

【令和2年度実施状況(抜粋)】

女性の多様な働き方普及事業(女性活躍推進課)

女性の多様な働き方を普及するため、育児や介護などの理由により、外で働くことが困難な女性を対象とした在宅という働き方を考えるセミナーおよび在宅ワーカー・発注企業等との業務の受注を目的としたマッチング交流会等を開催しました。

- 在宅ワーク入門セミナー 動画配信+小冊子作成
- 在宅ワークスタートアップセミナー 2回開催 参加者合計42名
- 在宅ワーカー交流会 2か所 参加者合計33名
- 在宅ワーカーと企業とのビジネスマッチング交流会(オンライン開催)
1回開催 参加者25名(10社)

働く場における女性の活躍推進事業(女性活躍推進課)

企業における女性の活躍を推進するため、働く女性自身の意欲・資質向上等を図る

セミナーとライフプランを見据えたキャリアビジョンを描くためのセミナーを開催しました。

○働く女性のキャリアアップセミナー 1回開催 参加者107名
(会場18名・オンライン89名)

○働く女性のスキルアップ&モチベーションアップセミナー
1回開催 参加者142名
(会場35名・オンライン107名)

仕事と生活の両立支援事業（女性活躍推進課）

「イクボス」の養成・実践のためのセミナー等の開催により、仕事と生活の両立に向けた環境整備を行いました。

○滋賀のイクボスプロジェクト
・講演会 1回開催 参加者103名（会場51名・オンライン52名）

滋賀マザーズジョブステーション事業 **拡**（女性活躍推進課）

滋賀労働局との連携により「滋賀マザーズジョブステーション」および「滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前」を運営するとともに、湖北地方での出張相談を実施し、出産や子育てによる離職後、再就職を希望する女性等を対象として、仕事と子育ての両立に向けたアドバイス、一時保育の実施、就労相談、求人情報の提供や職業紹介など一貫した就労支援をワンストップで行いました。

・相談件数 5,673件
・就職件数 888件

女性のわくわく応援事業（女性活躍推進課）

主に子育て中の女性をターゲットに就労への関心を喚起する広報啓発を実施し、滋賀マザーズジョブステーションでの就労相談等の活用を促すとともに、多様な業種への関心を引き出し、お仕事探しの選択肢の幅を広げることで女性の就労開始を応援しました。

犯罪被害者等支援事業（県民活動生活課）

「犯罪被害者総合窓口」や「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）」による犯罪被害者等への支援に取り組むとともに、犯罪被害者等を支える社会を形成するための広報啓発および支援従事者の二次受傷対策等を実施しました。

・総合窓口 相談件数 1,748件
・SATOCO 相談件数 1,407件

女性の参画による防災力アッププロジェクト事業（防災危機管理局）

「滋賀県女性の参画による防災力向上意見交換会」を設置し、防災関係組織への女性参画や、「女性の視点」を通じてこれまでの防災対策の見直しについて、有識者、防災士、関係団体等と意見交換を行いました。

《今後の方向性》

人口減少社会の本格的な到来などによって社会の状況が大きく変化中、誰もが自身の希望に応じて活躍できる環境を整えるためには、固定的な性別役割分担意識や慣習などにとらわれず、あらゆる場面で多様な選択ができ、男女が共に支え合う社会を実現することが必要不可欠です。

そのため、男女がともに個性と能力を十分に発揮でき、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりに向け今後も引き続き啓発やセミナーの実施、就労支援の充実などに取り組むとともに、人権侵害を受けた女性の相談支援等の取組の推進を図ります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関しては、経済不安等のストレスによるDVの深刻化が懸念されていることから、DV対策の一層の推進にも取り組みます。

また、昨今は東京オリンピックにからむ女性蔑視発言等をきっかけとして、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく女性差別が大きな社会問題となっています。そのため、こうした思い込みの解消に向けた啓発・教育の取組を推進します。

② 子ども

- 子どもが尊重される社会環境づくりの推進
- 児童虐待防止総合対策の推進
- 社会全体で子育て・子育てを支える
- 不登校への対応
- いじめへの対応
- ひとり親家庭に対する支援の推進
- 子どもの貧困対策の推進
- 総合的・計画的な関連施策の推進

《現状と課題》

滋賀県における令和2年（2020年）の合計特殊出生率は1.47と、全国の1.34と比較すると高い水準にありますが、人口維持に必要とされる人口置換水準の2.07を大きく下回っています。

少子化の背景には、子育て世代の子どもを育てるための経済的負担や、若者の非正規雇用が増加し、定職に就けず家庭が持ちにくくなっていることなどがあります。

子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は、子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）の相談件数やいじめの認知件数の増加、児童生徒の不登校、子どもの貧困、有害情報の氾濫、非正規雇用の増加やニート、ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化など厳しさを増してきています。

特に、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待に関する相談件数については、社

会全体の関心の高まりもあり、5年前の平成27年度（2015年度）6,023件から令和2年度（2020年度）8,201件と年々増加しています。県内には現在3か所の子ども・家庭相談センターが設置されており、県、市町、関係機関そして県民の連携のもと、子どもの権利利益の擁護の観点から児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応から子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）、子どもの自立まで、切れ目のない総合的な支援を行うことが求められています。国においては、令和2年（2020年）4月に改正児童虐待防止法が施行され、親権者等による「しつけ」を名目とした体罰の禁止が明文化されるなど、子どもを虐待から守るための制度の拡充が進められています。

また、いじめが原因である事件・事象が全国で発生しており、いじめは学校を含めた社会全体の課題であることから「いじめ防止対策推進法」が制定されました。県では、同法に基づき策定した「滋賀県いじめ防止基本方針」を平成29年（2017年）に改定し、いじめの問題への対応を学校だけではなく社会における重要課題と位置づけるとともに、インターネット上のいじめへの対応や関係機関との連携強化などの対策を追加し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。

【令和2年度実施状況（抜粋）】

児童虐待防止等対策事業（子ども・青少年局）

児童虐待防止は、市町・関係機関・県民と連携し、未然防止、早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰や子どもの自立までの切れ目ない支援が必要であるため、児童虐待の防止計画に基づき、総合的に推進しました。

○オレンジリボンキャンペーン

- ・ショッピングモールやスポーツイベントにおける啓発活動、企業等へのリボン等配布等、企業・団体とのタイアップによる啓発
- ・児童虐待防止のための出前講座 年23会場開催

○24時間365日体制の強化

○児童虐待相談等関係職員研修 受講者延べ980名

淡海子育て応援団（子ども・青少年局）

子育て家庭が経済的に優遇される商品などの提供や利用しやすい設備の整備に加え、ヒト・モノ・カネ・スペース等の提供で子どもの育ちに必要な事業や取組をサポートする「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」に取り組む事業所を登録し、その情報を広く県民に発信しました。

○淡海子育て応援団 登録店舗数 2,158店舗

「滋賀県子ども・若者総合相談窓口」設置事業（子ども・青少年局）

ニート、引きこもり、不登校、発達障害者等、社会生活を円滑に営む上で様々な悩みをお持ちの方（小学生から概ね39歳まで）や家族、支援者、学校等関係機関の

方を対象に相談事業を実施しました。

○電話相談：令和2年度 836件

○来所相談：令和2年度 539件

※ 思春期相談（摂食障害、自傷、PTSD）、ひきこもり相談（6か月以上交流なし、所属なし）を除く。

スクールソーシャルワーカー活用事業（幼小中教育課）**拡**

県内19小学校にスクールソーシャルワーカーを配置しました。また、市町内活用および緊急派遣等で支援した学校を含めると、187校（小学校113校、中学校47校、高等学校16校、特別支援学校11校）に派遣し、子ども支援の充実を図るとともに教員の実践力を高めました。

子どもの笑顔はぐくみプロジェクト（子ども・青少年局）

子どもを真ん中に置いた地域づくり活動に対する立ち上げ支援や、運営のサポート、物資の提供、事業への人的協力（ボランティア）など、さまざまな支援を公私協働で行いました。

○子ども食堂開設数 142か所

○子どもの笑顔はぐくみプロジェクトスポンサー数 490名

三方よしスマイルルールプロジェクト調査・普及事業、「すまいる・あくしょん」普及啓発事業 **新**（子ども・青少年局）

コロナ禍における子どもたちの休業中や学校再開後の生活の様子、心境などを把握するために、小学生、中学生、高校生、大学生等および未就学児の保護者を対象とした大規模なアンケートを実施し、その調査結果を基に子どもたちの笑顔を増やすための新たな行動様式「すまいる・あくしょん」を作成し、その普及啓発を行いました。

○アンケート調査回答者数 31,320名

○啓発物資（ポスター、チラシ、グッズ）の制作

普及啓発イベントの実施

ポスター設置 学校 75校 学校以外 239か所

情報発信のための専用ウェブサイトの構築および運用



《今後の方向性》

子どもは家族や社会にとって可能性を秘めたかけがえのない存在であり、その人権を重んじ、幸せを第一に考えるという視点に立って、「子ども最善の利益」が実現されるよう配慮する社会が求められています。

そのような社会を実現するため、子どもの人権が尊重される意識の醸成を図るとともに、児童虐待の防止等の子どもの権利擁護のための取組を推進します。また、保育士やスクールソーシャルワーカーなどの子どもの成長を支える人材の養成や、ひとり親家庭への支援、いじめへの対応などにより、全ての子どもが安全・安心な環境で

健やかに生まれ育つことができるよう、引き続き取組を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関連して、児童虐待、貧困、非行等、子どもに関する様々な既存の問題がより深刻化することが懸念されることから、コロナ禍におけるこうした問題の防止・解消につながる取組の一層の推進に努めます。

③ 高齢者

- 健康寿命の延伸と高齢者の社会参加の推進
- 医療福祉・在宅看取りの推進
- 地域包括ケアの推進
- 認知症対策の推進
- 高齢者虐待の防止と権利擁護
- 総合的・計画的な高齢者施策の推進

《現状と課題》

滋賀県の総人口における65歳以上の高齢者の割合は令和3年（2021年）1月1日現在で26.4%であり、高齢者数がピークとなる令和27年（2045年）頃には、今より約6万人多い43万3千人、高齢化率は34.3%になる見込みです。

また、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）を間近に控え、さらに「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けて、本県でも各地域の実情に応じたサービス基盤・人的基盤の確保や、「支え手」「受け手」という関係を超越して地域を共に創っていく社会の実現が重要となってきます。

こうした状況を踏まえ、本県では介護保険事業の実施主体である市町や関係団体などとともに、2040年を見据えながら、滋賀の「医療福祉」の一層の充実を目指すこととして、「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」を令和3年3月に改定しました。

高齢化が進展する中、高齢者が住み慣れた地域で家族や友人と共に健康で生きがいをもって安心して暮らし続けることができる社会を構築することが求められていますが、高齢というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、年齢制限が設けられたりして、働く場が十分に確保されない状況があります。一方で、介護や支援を必要とする高齢者が増加し、虐待（介護の放棄や拒否を含む）や財産・金銭面等での権利侵害、施設等における身体拘束といった問題もあります。また、高齢者を狙った消費者被害の未然防止や、全国的に高齢ドライバーのブレーキとアクセルの踏み間違いによる重大な事故が発生するなど、高齢者の交通事故防止対策も重要な課題となっています。

さらに、介護の長期化、介護者自身の高齢化などにより、介護を行う家族等の身体的、精神的な負担が増大している状況への対応も求められています。

【令和2年度実施状況（抜粋）】

レイカディア大学開催事業（医療福祉推進課）

高齢者に新しい知識と教養を身につけるための学習機会を提供し社会参加を促すとともに、社会活動や地域づくりの担い手を養成しました。

- ・受講者数 298名（草津校・米原校）

情報、資料の収集・提供・相談事業（医療福祉推進課）

インターネットを用いた中高年者の仲間づくり、生きがいつくりのシステムを運営するとともに、地域社会の活動に主体的に参画する中高年齢者を養成し、その社会参加を支援しました。

- 「びわこシニアネット」ホームページの運営・充実
- 情報誌の発行 年2回 各3,600部 他

認知症介護対策推進事業（医療福祉推進課）

認知症の人に安心な医療・介護サービスを提供する人材を育成するため、保健・医療・福祉の関係者を対象に認知症への理解を深めるための研修を行いました。

- 医療従事者向け認知症対応力向上研修
 - ・看護職員認知症対応力向上研修 29名修了
- 認知症初期集中支援チーム員研修 25名修了
- 認知症サポート医養成事業 4名修了（うち公費派遣4名）
- 歯科医師認知症対応力向上研修 15名修了
- 薬剤師認知症対応力向上研修 84名修了
- 認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会 令和2年11月13日開催

高齢者権利擁護推進事業（医療福祉推進課）**拡**

高齢者虐待防止および身体拘束廃止に向け、高齢者権利擁護支援センターの運営委託等の事業を実施しました。

- 高齢者権利擁護支援センターの運営委託
- 養護者における高齢者虐待及び要介護施設従事者等による高齢者虐待対応現任者研修 受講者延べ21名

高齢運転者安全・安心事業（警察本部・交通企画課）

危険予測能力や危険回避能力の維持向上を目的としたCG利用のシミュレーション機材「KYT」を活用し、高齢運転者を対象に、加齢に伴う身体能力の低下や安全運転への気付きを促す「参加・体験・実践型の運転適性講習会」を県下一円で開催しました。

- 参加・体験・実践型の運転適性講習会 16回開催 受講者数276名

高齢運転者交通事故防止対策事業（警察本部・交通企画課）

多発する高齢ドライバーの交通事故防止対策として「オブジェ：運転技能自動評価システム」を導入し、出前方式の講習会を行うことにより交通事故防止を図りました。

○出前型の運転適性講習会 32回開催 受講者数153名

○効果（令和2年中）

県下の高齢ドライバー事故件数 597件（前年比－136件）

〃 死者数 10名（前年比－2名）

〃 傷者数 713名（前年比－187名）

防災と福祉の連携モデル構築事業 **新**（防災危機管理局）

災害時に高齢者や障害者等の要配慮者が被災者となる可能性が高いことに着目し、そうした方々の命を守る取組について検討し、滋賀県における今後の取組につなげるため、学識経験者、福祉専門職団体、当事者団体、県内市町等との3回の意見交換会を通じて、個別避難計画策定支援のための「滋賀モデル」案を取りまとめるとともに、令和3年度のモデル実施地域を決定しました。

《今後の方向性》

高齢化が進展する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会を実現するため、高齢者を支える医療・福祉サービスの提供体制を充実させるとともに、認知症などの理由によって高齢者が不当に差別を受けたり、虐待を受けたりすることがないように、引き続き必要な支援の充実に努めます。

同時に、高齢者が地域の中で自分らしく生き生きと活躍できるようにするため、必要な環境整備や生きがいをづくり活動の支援等の取組を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関連して、高齢者虐待の増加、地域における高齢者の孤立化・閉じこもりの拡大等も懸念されていることから、こうした問題の防止・解消につながる環境整備・体制づくりを推進します。

④ 障害者

- 「ともに暮らす」
- 「ともに学ぶ」
- 「ともに働く」
- 「ともに活動する」
- 共生のまちづくり

《現状と課題》

滋賀県の令和2年度（2020年度）における障害のある人の人数（手帳所持者）は、身体障害者53,975人、知的障害者15,317人、精神障害者11,710人といずれも増加傾向にあります。これらの障害者に対する福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える環境は徐々に整いつつあるものの、それ

それぞれの人が望む暮らしを実現できる社会へは、まだ多くの課題が残されています。

平成28年4月1日、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

法律では、国や自治体、民間事業者に対して、障害者の差別的取り扱いを禁止し、「合理的配慮」の提供を求めています。法施行後も障害があることを理由に入店を拒否されるなどの事案が発生している状況があります。このため、法律の周知を一層進めていくとともに、法の実効性を補完し、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、共生社会づくりを目指すため、平成30年度に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しました。

また、障害者施策の基本方針、施策の実施計画として平成27年度に策定した「滋賀県障害者プラン」を平成30年3月に一部改定し、重点施策に「意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上」などを新たに盛り込むとともに、児童福祉法に基づく都道府県障害児福祉計画を追加するなどの見直しも行っています。

令和2年6月1日現在の県内における障害者の雇用状況は、民間企業の実雇用率は2.29%（法定雇用率2.2%）、法定雇用率達成企業の割合は56.2%（全国平均48.6%）で、約5割が未達成という状況です。障害者の就労支援に向けたこれまでの取組が一定の成果をあげてはいるものの、障害者雇用の一層の促進に向けて官民の各関係機関が連携し、取組を推進することが求められています。

さらに、グループホームなど地域における住まいの場の確保、インクルーシブ教育システムの構築、一般企業における障害者雇用への理解や受入れのための環境整備、地域における余暇活動の充実に向けた人材や活動の場の確保、ユニバーサルデザインのまちづくりや障害に対する理解の促進など、各分野にわたる幅広い取組の一層の推進にも努めています。

【令和2年度実施状況（抜粋）】

障害者差別解消総合推進事業（障害福祉課）

平成31年4月に施行した滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的に事業を実施しました。

○相談体制の整備

障害者差別解消相談員2名と地域アドボケーター25名を配置するとともに、あっせん等を行う「障害者差別のない共生社会づくり委員会」を設置しました。

○県民・事業者等への周知・啓発

パンフレット・ガイドライン等の周知・啓発、条例フォーラムの開催（1回：128名参加）、条例説明・出前講座（44回）、合理的配慮の助成事業（9件）を実施しました。

障害者社会参加推進センター運営事業（障害福祉課）

障害者の地域における社会参加を促進するため、関係団体による協議会を開催することにより協力体制を確保し、障害者の社会参加に対するニーズの把握や必要な事業の実施・調整を行うとともに、社会参加推進施策の体系的・効果的な実施方法等について検討を行いました。

○障害者関係団体からなる障害者社会参加推進協議会を開催するとともに、障害者週間の普及・啓発を行いました。

- ・日時 令和2年12月1日（火）～12月6日（日）の6日間
- ・場所 ビバシティ彦根 センターモール
- ・内容 啓発物品配布
(12月6日（日）には啓発イベントを実施)

大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業（障害福祉課）

大学に在学する発達障害者に対して、県内大学の進路担当者への巡回支援や、大学の地域連携の促進等を行うことにより、大学における発達障害者支援の充実を図りました。

- ・対象6大学への巡回支援 144回
- ・県内大学担当者と地域の支援者の情報交換・合同研修会実施
- ・大学における職員研修会開催

チャレンジDWORK運動推進事業（労働雇用政策課）

障害者の就労について事業所や県民の関心を深め、障害者雇用が促進されるよう普及啓発事業を実施しました。

○障害者雇用優良事業所・優秀勤労障害者等表彰（知事表彰）

障害者雇用優良事業所 3社

優秀勤労障害者 15名

チャレンジDWORK推進事業所 1社

○障害者就職面接会

10月および2月に開催 参加企業 47社 参加求職者合計 181名

○障害者雇用企業等の視察・見学 湖南・湖東圏域で実施 参加者合計 25名

障害者スポーツ推進事業（スポーツ局）**拡**

9つの総合型地域スポーツクラブにおいて障害者スポーツの実践を行い、地域における障害者の身近なスポーツ活動を促進しました。

理解促進のイベントについては、新型コロナウイルス感染症対策拡大を受けて中止しましたが、障害者スポーツ関連団体において普及啓発に取り組みました。

防災と福祉の連携モデル構築事業 **新**（防災危機管理局） **【再掲】**

※詳細はP17のとおり

《今後の方向性》

障害の有無に関わらず、誰もがその人らしく活躍することができる共生社会を実現するためには、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合える環境をつくっていくことが必要です。そのため、「この子らを世の光に」に代表される滋賀の福祉の思想を大切にしながら、障害を理由とする差別の解消に向けた相談・解決の体制整備や合理的配慮の推進などに取り組むとともに、障害の特性に応じた就労促進等、障害者の自立や社会参加の取組を促進します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、様々な生きづらさや生活上の困難を抱える障害者の暮らしに大きな影響を与えるとともに、災害発生時の支援等の様々な課題を浮き彫りにしています。そのため、どのような社会環境や生活場面であっても、障害者が適切な支援を受けられるための施策の推進にも取り組みます。

⑤ 同和問題

- 同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発
- 地域におけるまちづくりと人づくりへの支援
- えせ同和行為の排除
- 同和行政の総合的な推進

《現状と課題》

昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来33年間、同和問題の抜本的解決を図るため、特別対策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、生活環境の改善を中心に相当の成果を収め、様々な面で存在していた格差も大きく改善されました。

こうした中、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットの普及等、情報化の進展にともなって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別を解消することが重要な課題であると示されました。

また、人権に関する県民意識調査（平成28年度）で、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば差別は自然になくなる」という考え方について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は40.2%となっています。同和問題について正しい理解がないまま間違った情報に接すると、それを鵜呑みにしてしまい、結果的に差別を温存することにもつながることから、正しく学ぶことが大切です。さらに、令和元年（2019年）に法務省が実施した「部落差別の実態に係る調査 一般国民に対する意識調査」では、「部落差別に関する問題を解消するために効果的と思われることは何ですか」という質問に対して、「自然になくなるのを待つ」と答えた人が19.7%となっています。

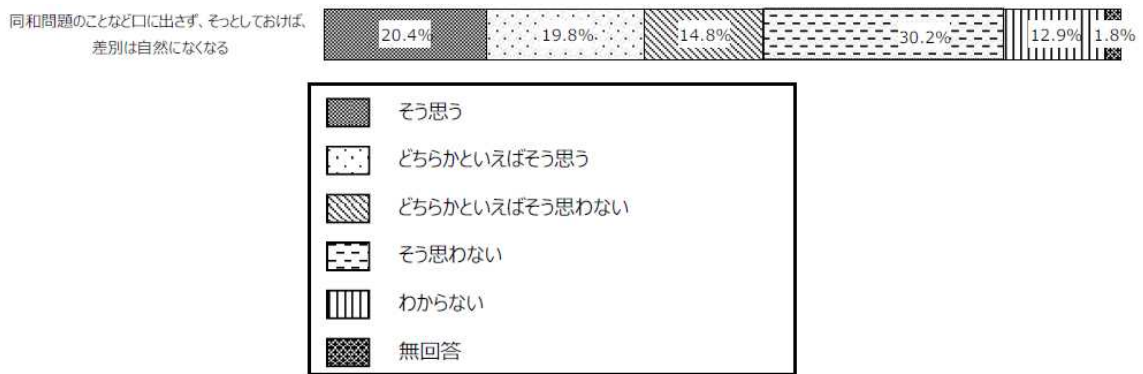
今日、地域の状況は様々ですが、同和問題の早期解決をめざして、残された課題に即した効果的な取組の推進が求められています。このため、教育・啓発活動を、国・

県・市町、関係機関・団体などの多様な主体が連携し、積極的に進める必要があります。

同時に、人権が侵害された被害者に対する相談支援の充実を図るとともに、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の根絶に向けても取り組むことが求められています。

【参考】平成28年度 人権に関する県民意識調査結果（抜粋）

（問10：同和問題の解決方法についての考え方ー同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる）



【令和2年度実施状況（抜粋）】

○人権啓発活動推進事業（同和問題啓発分）（人権施策推進課）

県民の同和問題に対する理解・認識を深めるため、同和問題を人権の重要課題の一つに位置付けています。「同和問題啓発強調月間」である9月を中心に啓発広告の掲出、啓発CMの放送など、様々な啓発活動を実施しました。

新聞広告（同和問題啓発強調月間）

テレビスポット広告・YouTube動画広告（「SNS」編）



令和2年度滋賀プラスワン 3・4月号

「誰もが住みよい滋賀をつくるために
～住まい探しに隠れた人権問題を知ろう～」



○えせ同和行為に対する取組（人権施策推進課）

「えせ同和行為防止滋賀県民会議」において、えせ同和行為の排除に向けた情報収集や意見交換、研修等を行いました。

《今後の方向性》

同和問題は、誤った知識や偏見などによって差別が温存・拡散される性質を有しています。その解消のためには、一人ひとりが同和問題について正しく学ぶことができる機会の提供が不可欠です。今後も様々な場面・手法で同和問題に関する教育・啓発活動を粘り強く行うことにより、県民の正しい理解の促進に努めます。あわせて、問題の解決を阻害するえせ同和行為の根絶等にも引き続き取り組んでいきます。

⑥ 外国人

- ころが通じるコミュニケーション支援
- 安心して暮らせる生活支援
- 活力ある多文化共生の地域づくり
- 総合的・計画的な多文化共生施策の推進

《現状と課題》

県には令和2年（2020年）12月末現在、108の国・地域の33,076人の外国人の方が住んでおられ、その内訳はブラジル27.3%、ベトナム17.8%、中国15.8%などとなっています。

令和2年（2020年）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりほぼ横ばいとなったものの、平成20年（2008年）のリーマンショック以降、減少傾向であった外国人人口は、平成27年（2015年）からは増加傾向にあります。

平成元年（1989年）に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」が改正されたことにより、日系人とその家族に定住者の在留資格が認められ、県においても南米地域の日系人を中心に外国人人口が増加しました。

近年は、東南アジア地域出身の技能実習生を中心に、ベトナム、インドネシア国籍の人が増加するなど、多国籍化の傾向が見られます。

また、平成31年（2019年）4月には、入管法が改正され、新たに創設された在留資格「特定技能」による外国人の受入が開始されました。

このような背景から、今後、更なる多国籍化の進展や言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。

このような状況の下、滋賀県で働き、暮らし、学ぶすべての人が、国籍などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指した取組を推進します。

【令和2年度実施状況（抜粋）】

多文化共生推進事業（国際課・（公財）滋賀県国際協会）**〔拡〕**

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な地域の構成員として、共に生きていくことができる「多文化共生社会」の実現のために各事業を実施しました。

○多文化共生地域人材等育成事業

「災害時外国人サポーター養成講座」 1回開催 参加者36名

災害発生時の外国人住民支援を行うサポーター（ボランティア）の養成のための講座をオンラインで開催し、地域における多文化共生の推進を図りました。

○外国人相談窓口業務【再掲】

（公財）滋賀県国際協会に相談窓口を設置し、多言語での相談対応を行いました。

相談件数 1,603件

・月～金 10時～17時 ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、タガログ語 <相談員4名、通訳・翻訳員1名>

○外国人向け情報紙発行事業

（公財）滋賀県国際協会において、ボランティアの協力を得て生活情報紙を編集発行しました。

10言語 18,000部 年4回発行

○みみタロウキャラバン隊派遣事業

多言語対応が可能なキャラバン隊を県内市町や商業施設等に派遣し、新型コロナウイルス関連の情報提供、しが外国人相談センターの利用促進を図りました。

活動回数 52回

○新型コロナウイルス感染症多言語翻訳委託

新型コロナウイルス感染症の関連情報を8言語（英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、韓国語、タガログ語、スペイン語、インドネシア語）に翻訳し、発信しました。

○外国人県民等支援事業補助金

外国人県民等への生活支援事業を行う民間団体等に対し、事業に係る経費を補助しました。

《今後の方向性》

平成31年4月の改正入管法施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響による先行きの不透明感はあるものの、外国人住民は今後も増加することが予想されます。外国人住民の増加とともに国籍や在留資格が多様化する中、コミュニケーションや生活の支援に取り組むとともに、同じ地域で暮らす外国人と日本人の相互理解が図られるよう交流の機会を増やすなど、多様な機関や主体と連携を図りながら、多文化共生の地域づくりに向けた取組を引き続き推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人住民の生活環境により大きな影響を与えているものと考えられます。そのため、外国人住民が必要な支援につながるができるよう、相談支援等の取組の充実に努めます。

⑦ 患者

- 医療福祉提供体制の整備
- 安全、安心な医療福祉サービスの提供
- 正しい知識の普及啓発等
- 難病患者等への支援の充実
- 総合的な保健・医療・福祉施策の推進

《現状と課題》

少子・高齢化の一層の進行、がんや認知症患者の増加など疾病構造の変化、医療技術・情報化の進展などにより、健康や病気に関する県民のニーズは多様化・高度化しており、患者の人権を尊重した質の高い医療の実現や、患者と医療関係者の望ましい関係の構築が求められています。

さらに、今後の高齢者の急速な増加に伴い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療と福祉が一体となり生活を支える仕組みが必要となります。患者一人ひとりのクオリティー・オブ・ライフ(QOL、生活の質)の確保・向上という面から見て、在宅医療を含めた療養環境のさらなる整備が求められています。

また、医療従事者と患者とのコミュニケーションや相互理解の取組をさらに進める必要があります。県民の医療安全に対する関心は高まってきており、医療事故や医療過誤等を含めた医療行為に関わる問題について、患者や家族の立場から相談できる医療安全相談機能の充実に努められています。

難病患者、エイズ患者・HIV感染者、肝炎患者、ハンセン病患者等に対しては、不十分な知識や誤解から、今なお差別や偏見が存在します。ハンセン病療養所入所者等については、長期間にわたる療養生活や、高齢であること、後遺症を有していることなどから、社会復帰が困難な状況にあります。

令和2年より感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に関しては、患者本人のみならず、家族や濃厚接触者等、周囲の関係者にまで差別や偏見による被害が生じている状況があることから、こうした被害を防止するため、正しい知識の普及や啓発等の

取組、被害者からの相談対応等を充実させることが求められています。

【令和2年度実施状況（抜粋）】

難病対策推進事業（健康寿命推進課）

難病相談支援センターにおいて、難病患者およびその家族を対象に講演会や交流会、ピアカウンセリングを実施しました。また、難病医療連携協議会にて受入病院の連携を図りました。保健所では、圏域内の関係機関調整や従事者研修会、災害対応における検討等を行いました。

○難病相談支援センター相談件数

令和2年度：622件、令和元年度：1,079件、

平成30年度：1,337件

○難病医療連携協議会相談件数

令和2年度：214件、令和元年度：294件、

平成30年度：237件

エイズ対策促進事業（感染症対策課）

エイズに関する正しい知識を普及・啓発するため啓発を行うとともに、エイズの早期発見と二次感染の予防のため、相談・検査事業を行いました。

○相談件数 令和2年度 2,063件

令和元年度 2,756件

平成30年度 3,013件

○検査件数 令和2年度 426件

令和元年度 812件

平成30年度 862件

ハンセン病啓発事業（健康寿命推進課）

ハンセン病についての正しい知識を普及し、差別や偏見をなくすため、啓発を実施しました。

○講演会 2回 参加者110名

○啓発リーフレット 8,000部作成・配布

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害防止啓発活動 **新**（人権施策推進課）

【再掲】

○様々な媒体を通じた啓発活動の実施

※詳細はP4～6のとおり

新型コロナウイルス感染症に関する人権相談 **新**（人権施策推進課）【再掲】

○「新型コロナ人権侵害対応チーム」および「新型コロナ人権相談ほっとライン」の設置 ※詳細はP8のとおり

《今後の方向性》

多様化かつ高度化する県民の医療ニーズに的確に対応できる体制をつくるためには、医療機関の役割分担の明確化や関係機関間の連携など、医療を提供する側の体制整備の推進とともに、患者の尊厳が守られる環境づくりに努めることが必要です。

そのため、医療に関する患者の相談への対応体制の充実のほか、難病患者の相談・支援体制の充実、またエイズ・HIV、肝炎、ハンセン病等に関する正しい知識の普及や啓発に引き続き取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、過去に行われたハンセン病患者や回復者、またその家族等に対する人権侵害と同様の問題が繰り返されているものであるとの指摘もあることから、こうした人権侵害がさらに行われることがないよう、引き続き正しい知識の普及や啓発等の取組を推進するとともに、被害者からの相談対応の充実に努めます。

⑧ 犯罪被害者等

- 平穏な日常生活への復帰の支援
- 犯罪被害者を支える社会づくり
- 施策推進のための体制整備

《現状と課題》

犯罪被害者およびその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪等の理不尽な行為により身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの直接的被害を受けるだけでなく、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、捜査・裁判による精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やメディアの過剰な取材によるストレスなど、被害後に生じる二次的被害に苦しめられています。

人権に関する県民意識調査(平成28年度)では、犯罪被害者等の人権について特になどのようなことが問題だと思ふかをたずねたところ、「マスコミの取材によって私生活の平穏が保てなくなったり、報道によってプライバシーが侵害されたりすること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「周囲の人やインターネット上で無責任なうわさ話をされる等の二次被害を受けること」、「犯罪被害者等の立場や気持ちについて、理解や認識が十分でないこと」の順となっています。

二次的被害などによる犯罪被害者等が抱える課題は深刻かつ多様で、多分野にわたる支援を犯罪被害者等の視点に立って途切れることなく実施することが必要です。

このような状況を踏まえ、犯罪被害者等が、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、行政、県民、事業者、民間支援団体等が連携し、県民みんなで犯罪被害者等の心に寄り添った支援を推進していくため、平成30年（2018年）4月に「滋賀県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

犯罪被害者等が、一日も早くもとの平穏な日常生活に復帰できるよう支援するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況を理解し二次的被害を生じさせない社会づく

りの取組を推進することが求められています。

【令和2年度実施状況（抜粋）】

犯罪被害者等支援事業（県民活動生活課）【一部再掲】

犯罪被害者総合窓口を設置し、警察や関係機関との連携の下、早期から適切な情報提供や電話相談、付添支援などを行いました。

また、性暴力被害者の支援に特化し、24時間ホットラインをはじめとした総合的ケアを行う「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)」による支援を行いました。

○総合窓口 相談件数

令和2年度 1,748件 令和元年度 1,340件
平成30年度 868件

○SATOCO 支援件数

令和2年度 1,407件 令和元年度 1,178件
平成30年度 1,473件

《今後の方向性》

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等を社会全体で支えるしくみをつくることが重要です。そのため、犯罪被害者等の個人としての権利が尊重されるよう、引き続き必要な啓発等を実施するとともに、関係機関等と連携しながら、犯罪被害者等の二次的被害を防止するための相談・支援体制の充実に努めます。

⑨ さまざまな人権課題（対象者別）

ここまで挙げたもの以外の対象者別の人権問題についても、正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発等の取組を進めています。

- ホームレス
- 刑を終えた人・保護観察中の人等
- 性同一性障害者・同性愛者等（性的指向・性自認）
- アイヌの人々
- 拉致被害者等

《現状と課題》

近年の犯罪情勢では、罪を犯し検挙された者の約半数が再犯者であり、こうした背景には、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える者も少なくありません。また、犯罪をした高齢者・障害のある人の中には、多岐にわたるさまざまな支援を必要としている人がおり、支援があれば再犯に陥らず、社会参加を目指せる人がいます。

こうしたことから、県では、平成31年3月に「滋賀県再犯防止推進計画」を策定し、県民の皆様が、安全・安心に暮らすことができ、誰一人取り残さない共生社会を実現していくため、犯罪の未然防止や被害者支援に加えて、犯罪をした者等の立ち直りを助けて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」の取組の充実を図り、国・地方公共団体・民間協力者等が一丸となった取組を進めていくこととしました。

特に、単独で生活を立て直すことが困難な高齢者や障害者に対しては、刑務所入所中から出所後の住む場所や福祉サービスなどについて調整を行う、いわゆる出口支援や、刑事手続きの段階から司法と福祉の関係機関が連携し、不起訴処分や執行猶予になった場合に地域生活する上で必要となる支援を行う、いわゆる入口支援の双方からの取組を進めています。

また、性的指向・性自認に関しては、人権に関する県民意識調査(平成28年度)において、「性同一性障害者・同性愛者等の人権について特にどのようなことが問題だと思いか」をたずねたところ、「性同一性障害者・同性愛者等に関する理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が最も高くなっています。

一人ひとりが違いを認め合い、誰もが自分らしく生きていける社会の実現に向けた教育・啓発活動を進め、人権意識のさらなる高揚を図ることが求められています。

【令和2年度実施状況（抜粋）】

滋賀県地域生活定着支援センター事業（健康福祉政策課）

高齢または障害により刑務所等を出所後に自立した生活を送ることが困難な方に対し、福祉サービスの手続きや受け入れ先の調整などの支援を行うため、地域生活定着支援センターを設置し、コーディネート・相談支援等を実施しました。

- ・コーディネート業務 27件（新規18件、継続9件）
- ・フォローアップ業務 29件（新規16件、継続13件）
- ・相談支援業務 94件（新規38件、継続56件）

刑事手続段階における高齢者・障害者入口支援事業（健康福祉政策課）

刑事手続段階にある高齢者・障害者に対し、司法関係機関と福祉関係機関が連携して、必要な福祉的支援のアセスメントおよびコーディネートをすることによって、包括的な社会復帰および再犯防止の体制整備を図りました。

- ・新規相談数 24件（男性18件、女性6件）
年齢別：10～20代 3件、30～50代 9件、60代以上 12件（窃盗が41.7%）
依頼元：弁護士8件、検察・警察庁14件、福祉関係事業所2件、他0件

人権啓発活動推進事業（人権施策推進課）

県民に性の多様性について正しく理解し、認識を深めていただくため、県広報誌「滋賀プラスワン」に啓発記事を掲載しました。

○令和2年度滋賀プラスワン 3・4月号
「多様な性を尊重し、認め合う心を」
(2ページ)



《今後の方向性》

「滋賀県再犯防止推進計画」に基づき、犯罪をした高齢者・障害のある人の立ち直りを助けて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」の取組の充実を図ります。

また、性的指向・性自認に関しては、社会的な関心が急速に高まりつつある一方、本人の了解を得ずにその人の性的指向・性自認を第三者に明らかにする「アウトティング」の問題に表されるように、職場や学校等、社会生活の様々な場での理解や配慮が未だ十分ではない状況があると考えられることから、性は多様であることを正しく理解し、誰もが自身の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることができるよう、引き続き啓発等の取組を推進します。

2 さまざまな人権課題

このほかの対象者が特定されない人権課題についても、正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発等の取組を進めています。

- ① 個人情報の保護
- ② インターネットによる人権侵害
- ③ ヘイトスピーチ
- ④ 災害発生時の人権問題

《現状と課題》

高度情報化の進展の中で、スマートフォン等の普及により情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上する一方、情報発信の匿名性を悪用した他人への誹謗中傷や、個人や集団にとって有害な情報の掲載など、インターネット上の人権侵害は大きな問題となっています。

令和2年度にはSNS上での誹謗中傷が大きな社会問題となり、総務省の研究会での検討を経て、誹謗中傷の加害者情報の特定の迅速化等を目的とした関連法令（プロバイダ責任制限法）の改正が行われました。

こうした状況により、インターネットを利用する際のルールやマナーを守り、個人のプライバシーや名誉を尊重し正しく利用できるよう、教育や啓発を推進すること

が求められています。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的関心を集めています。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、新たな差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

平成28年6月3日には、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されており、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進が図られています。

【令和2年度実施状況（抜粋）】

インターネット人権啓発事業（人権施策推進課）

インターネット上における差別書き込み等の現状や問題点を把握するとともに、差別書き込み等の防止に向けた対応策などについて理解を深めるため、行政や関係団体の職員を対象に研修会を開催しました。また、インターネットを利用する上でのルールとマナーについて、若年層の正しい理解を促進するため、リーフレットを配布しました。

○啓発事業

- ・インターネット啓発事業 研修会の開催 参加者49名
(Web会議アプリケーション「Zoom」によるオンライン形式で開催)
- ・リーフレットの作成
「ジンケンダーと3つの約束～スマホとの付き合い方～」
県内の新中学1年生 119校 15,563部配布
- ・スマートフォン向け人権啓発広告（スマホアプリYahoo!Japan、スマホ版Yahoo!Japan
タイムライン等）【再掲】
 - ・同和問題啓発強調月間 9月16日～25日
 - ・人権週間 12月1日～10日
- ・人権啓発インターネット動画広告（YouTube）【再掲】
 - ・同和問題啓発強調月間 9月1日～20日
 - ・人権週間（SNS編） 11月20日～1月18日
 - ・新型コロナ関係 12月17日～30日



《今後の方向性》

インターネット上の誹謗中傷・差別書き込み等は依然として多発しており、その根絶のためには、インターネットを利用する際のルールやマナー、個人のプライバシー保護に関する正しい知識の普及に粘り強く取り組んでいくことが必要であると考えられることから、引き続き啓発や研修等の取組を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、令和2年初頭の感染拡大以降、イン

ターネットやSNSにおいて、根拠が不明なデマや感染者およびその家族、また施設・店舗等に関する誹謗中傷が行われるなど、深刻な被害が発生しているため、こうした被害の防止を目的とした啓発等に引き続き取り組みます。

ヘイトスピーチについては、平成28年3月に改定した「滋賀県人権施策推進計画」において新たな重要課題として取り上げており、今後も法務省等と連携した効果的な啓発の実施に取り組みます。